

3 授業料の納付など

(1) 授業料の納付等

授業料の額及び納付期限は次のとおりです。

区 分	金 額	納 付 期 限
前期分	267,900 円	5 月 10 日
後期分	267,900 円	11 月 10 日

なお、在学中に授業料の額が改定された場合は、在学中のすべての学生に改定後の額が適用されます。

納付の方法は、入学時に登録した銀行等の預金口座から、指定日（納付期限）に口座振替を行います。ただし、新入生の前期分の授業料、及び口座振替ができなかった者に係る指定日以降の授業料の納付については、振込依頼書により納入をしていただきます。

(2) 授業料の徴収猶予

授業料は、前期分・後期分それぞれにつき一括納付が原則ですが、特段の事情により一括納付ができない場合には、月割分納又は納付期限延長が認められることがありますので、納付期限までに、本部棟2階事務室（企画財務課）へ相談してください。

(3) 授業料の減免

学業優秀な学生で、経済的理由により授業料の納付が困難な者については、授業料が減免されることがあります（減免申請をする場合は、減免の可否が決定するまで、授業料の納付が猶予されますので、預金口座からの引き落としは行いません）。

減免制度の詳しい内容については、新入生については4月に、在学生については12月にそれぞれ説明会を開催しますので、希望者は必ず参加してください。開催日時等は、メールニュース、学生情報システム掲示板でお知らせします。

また、授業料の納付について困ったことがあれば、随時相談を受け付けていますので、本部棟2階事務室（企画財務課）または本部棟1階事務室（教務学生課）に相談してください。